



預金利息及び貸金利息に対する法人税インセンティブ

はじめに

財務省は2010年1月5日に地方税務局に対して公文書第118/BTC-TCT (OL 118)を発行した。当該OL118は預金利息及び貸付利息に関する法人税法上の取り扱いを規定しており、2004年～2008年まで遡って適用される。

過去の不明確な取り扱い

2004年～2008年の課税年度に適用される法人税に関する規則(法律、政令、省令)によると、法人税の課税所得は、次の2つからなる。

(i) 主要事業からの所得(企業の投資ライセンスに登録された事業からの所得)

(ii) 預金利息及び貸金利息を含む主要事業以外の所得

他方、当該規則は、課税所得の全額が法人税免税又は減税の対象となるかどうかについて、明確に記載していなかった。

従って、預金利息及び貸金利息に対する法人税インセンティブの適用について税務当局の間で異なった解釈が数多く発生しており、ルール適用に当たって不明確な状況が発生していた。結果として、ある地方税務局では(ii)主要事業以外の所得に対しても法人税インセンティブの適用を認めいるにもかかわらず、ある地方税務局ではそれを認めないといった不整合が生じていた。

法人税インセンティブのルールの確定

2010年1月5日に、財政省は、2004年～2008年の課税年度に発生した預金利息、貸金利息に対する法人税インセンティブ適用に関する公文書第118/BTC-TCT号を各省・市の税務局宛に送付した。

これによると、法人税インセンティブのある会社で、未だ建設段階であり、事業活動を開始しておらず、かつ、法人税インセンティブの対象となる事業からの売上高が発生していない場合においては、その期間に発生した預金利息及び貸金利息からの所得は、法人税インセンティブの対象外となり、標準税率28%で税額を申告・納税しなければならない。

なお、当該所得を認識することは、法人税インセンティブ期間(優遇税率及び免税/減税ともに)が開始するトリガーとはならない。つまり、優遇税率は、インセンティブの対象となる事業活動から売上高を計上した時から起算し、法人税免税及び減税期間は、インセンティブの対象でとなる事業から利益を得た時から起算することとなるためである。

なお、課税所得の計算にあたっては、利息に関する収益から事業活動から生じた費用を控除して課税所得及び法人税を計算することができるはずである(Offsetting Principle)。

Our contacts:

Richard Buchanan

Tax Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland

Tax Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Tuan Bui

Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Minh Bui

Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

当該オフィシャルレターの影響

法人税インセンティブの適用対象となる会社にとって、このオフィシャルレターはインセンティブ適用初年度を再計算するための良いチャンスとなるかもしれません。つまり、預金利息及び貸金利息からの所得発生に基づいてインセンティブ適用初年度を認識していた場合には、これに変えて、インセンティブ適用対象となる事業活動からの所得発生年度に基づいて、インセンティブ適用初年度を認識することができるものと考えます。

法人税インセンティブ期間の再計算手続に関する具体的なガイドラインが規定されていないものの、公文書第 118/BTC-TCT 号は、2009 年以降の課税年度に適用される法律第 14/2008/QH12 号等に規定された法人税インセンティブの原則に従っており、法人税インセンティブの判定に対する税務当局の観点を明確にしているものと考えられる。

なお、2004 年～2008 年の税額算定期間に主要事業以外で課税所得を発生させた各企業は、納付すべき法人税額の算定及び適切な法人税減免のインセンティブの適用を再検討すべきである。なお、この期間に納付すべき法人税が発生していた場合には、当該企業は、所轄税務局に連絡して、法人税申告書を調整し、追加納税することが必要となるかもしれない。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail thanhbui@deloitte.com) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail trangdinh@deloitte.com).

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam— which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.